

「国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(案)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見(※理由)	
1	実施要項 P15～17 1.3.1 包括的な質の設定(表4 包括的な質(利用者満足度の確保、地域特性を生かした植物管理))	<p><標準誤差を考慮したアンケート結果の判断> 包括的な質の達成状況をアンケート調査等の数値を基に評価する場合は、実施した調査に応じた標準誤差を考慮して評価すべきです。 ※利用者満足度の確保などの目標数値の設定及び評価に関するモニタリング調査(アンケート調査)は標本調査であることから、統計理論に基づいて誤差を前提に評価すべきです。 仮に、包括的な質の目標値が50%で、達成状況をサンプル数が2000のアンケート調査で評価して達成数値(推定値)が49%となったとします。この場合の標準誤差は±1%(±0.0112)となり、統計理論上は誤差が約48～50%の範囲で生じることから、必ずしも達成していないとは言いきれません。標準誤差を考慮して包括的な質の設定を行うか、または、このような場合は概ね達成していると評価すべきです。</p>	包括的な質の設定については、過去の実施結果を踏まえ、複数の評価項目を設定するとともに、アンケートの結果が統計的に適切なものとなるよう、サンプル数の確保等に努めています。
2	実施要項 P32～34 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件(表8)	<p><業務責任者の変更要件の緩和> 総括責任者及び業務責任者の変更についての対象となる事情を「病気・死亡等」と明示していますが、「当初の者と同等以上」と確認できれば、広く柔軟な運用としていただきたい。 特に、本人の病気だけではなく、親族等の病気・介護等の関係で業務を遂行できなくなる場合等についても認めていただきたい。 ※変更対象となる「病気・死亡等」については、本人の病気で業務遂行が困難であるとの医師の診断書がある場合など限定的に運用されている事例があります。 急遽扶養親族の介護等の必要性に迫られ総括責任者や業務責任者の遂行が困難となっても、厳しい運用をされると変更対象として認められない恐れがあります。この場合には、退職せざるを得なくなり、経済的にも立ちいかなくなるなど従業員の職場の確保の観点からも問題となります。 また、3年10ヶ月の業務期間において、業務責任者まで変更しがたい状況では、公園管理に関わる人材育成という観点からも有益でないと考えます。</p>	総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者の変更については、原則として「病気・死亡等」に限定していますが、やむを得ない理由により変更する場合は、その都度協議が必要です。
3	実施要項 P32、33 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表8)	<p><公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和> 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。 ※「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。 現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理業務の公募等では活用事例も増加しています。 国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においても是非とも積極的に活用していただきたい。</p>	技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。
4	実施要項 P54、P905 8.6.18業務評価について 別紙46 業務評価	<p><業務評価について> 業務評価における加点評価について、「不可」の場合の減点要件が定められていますが、「優」や「良」の場合の加点要件も定めるべきです。 また、3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時に15点減点と記載されていますが、その対象者を、共同体およびその構成員(個別事業者)と明示していただきたい。 ※達成すべき質の最低水準のクリアを条件とする本業務にあって、業務評価の加点要件を定めてインセンティブとすることで、受託者がより高度な運営維持管理を目指すモチベーションとなり、公園の質の向上につながると考えます。 また、共同体の場合、評価対象が当該共同体のみなのか、構成員各社も対象となるのが不明です。次回公募時に一部構成員が当該共同体から離脱する場合や、当該共同体で応募せずに構成していた各社が別々に参加するケースも想定されます。</p>	新規事業者の参入促進の観点から、「優・良」評定時の加点を定めておりません。また、次回入札時の減点対象は、3年評価を「不可」と評定した事由と当該構成員の業務分担との関係により判断することとなります。
5	別紙資料 P44 第2章 第16条 業務報告書	<p><業務報告書> 第16条業務報告書の一覧表の中に「委託費経費内訳報告書」という項目がありますが、この対象について精算報告書同様何らかの絞り込みが必要と考えます。 ※支出するすべての件を対象にすると膨大な作業量となり、事業者が労力、時間を書類作成等に大きく費やすことが予想され、非効率に思われます。</p>	良質かつ低廉な公共サービスの提供、透明性の確保から、委託費経費内訳報告書の整理を求めているところです。なお、書類等の提出に当たっては、国による過度な関与とならないよう留意しています。
6	別紙資料 P45 第2章 第17条 記録の保存	<p><記録の保存について> 「報告書及び経理状況に関する帳簿類は、整備局の求めに応じて提出できるよう、事業者において5年間保存すること」となっていますが、業務引き継ぎの円滑化の観点から、整備局への引き渡しとその内容を明確にすべきです。 また、収益事業や自主事業関係の書類の引き継ぎに関しては、帳簿類の提出は不要とすべきです。 ※国営海の中道海浜公園の実施要項では、「業務期間中は事業者において保存し、業務期間終了後は整備局へ引き渡すこと。なお、経理状況の帳簿類を引き渡した後に企業会計法に基づく監査等で当該資料が必要となった場合は・・・貸与する。」と明記されています。 また、収益施設等事業は独立採算で実施している事業であり、受託者のノウハウを含むため、帳簿類の提出は不要とすべきと考えます。</p>	業務引継に関しては、共通仕様書第34条において、引き継ぎ項目を明確化しています。また、報告書に関しては、共通仕様書第16条において提出することとしております。 報告書及び経理状況に関する帳簿類に関しては記録の保存の観点から、収益施設等事業を含め、事業者において5年間保存することとしています。経理状況に関する帳簿類の提出を求める際には、国による過度な関与とならないよう留意しています。
7	別紙資料 P48 第4章 第23条 救急対応	<p><救急対応> 第23条救急対応の2に記載のある「応急救護講習」については、国営木曾三川公園の所在地に近い地域でも一般的に受講できる講習を指定した方が良いと考えます。 ※「応急救護講習」は東海三県での開催が無いように思います。</p>	公園内での事故、怪我、病気の発症などに対処できるように、事前の訓練として応急救護講習を義務づけております。なお、東海地方の自治体等においても応急救護講習を実施しております。
8	別紙資料 P52 第6章 第33条 3.残存する備品の取扱い	<p><備品の扱いについて> 備品の扱いについて、「取得価格(消費税込み)が2万円以上」となっているが、5万円以上としていただきたい。 ※他の地方整備局では5万円に改定されており、事務の簡素合理化につながると考えます。</p>	5万円以上(消費税込み)に変更いたします。

「国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答(案)	
NO	要項案における該当箇所	ご意見(※理由)	
9	別紙資料 P85、P857～869 第1編 総則 第11条 作成書類 建物・工作物に係る修繕履歴	<p><建物維持修繕等に関する作成書類の簡素化> 修繕業務における作成書類については、作成すべき種類、修繕件数が多く、作成期日も義務付けられているため、20万円以下の小額修繕物件は「作業記録写真」のみとするなど、簡素化していただきたい。 ※修繕業務の実施にあたっては、共通仕様書(15条)に示される「業務計画書」に加えて「作業前計画書(工程表を含む)」の事前作成、修繕後における「作業打合せ簿」「施工図書」「作業記録写真」「その他調査職員が指示する書類」と多くの種類の書類作成・提出が求められており、過度な負担を強いることになります。</p>	<p>個別仕様書(施設・設備維持管理)第11条に基づく資料作成は、委託内容の実施状況を確認するため必要であると考えておりますが、作成対象が「調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等」であることの明確化や事業者の負担軽減の観点から、同条第2項の条文を修正します。</p> <p><個別仕様書(施設・設備維持管理)第11条第2項(下線部を修正)> 2 事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。</p>
10	別紙資料 P100 第10編 水景施設水質管理等 第46条 管理水準	<p>第46条管理水準における管理水準の一覧表については、項目を「水浴場水質判定基準」(環境省)及び「生活環境の保全に関する環境基準」(環境省)の項目、基準値に合わせるべきではないでしょうか。 ※第46管理水準については、「水浴場水質判定基準」の(水浴可・水質C)を保つこと、また木曾川水園については「生活環境の保全に関する環境基準」のA類型を保つこととあるため。</p>	<p>対象施設の管理水準は、魚類の生息、水浴など目的に応じた設定となっており、現行の管理基準の保持が必要です。</p>
11	別紙資料 P132 第9章 花畑管理 第51条 管理水準	<p>第9章第51条に花見頃期間が春季及び秋季において、あわせて12週間程度、という記述がありますが、年間で12週間程度で良いのではないのでしょうか。 ※春季、秋季をつなぐように夏季にも見どころをつくる場合があるため。</p>	<p>花見頃期間については、行催事の開催時期を踏まえた設定をしております。 なお、花見頃期間の管理水準については、「春季、秋季それぞれ6週間程度」から「春季及び秋季において、あわせて12週間程度」に緩和しております。</p>
12	別紙資料 145～148ページ 別紙10 収益施設等管理運営規定書 第1章 総則 第10条 中部地方整備局と施設等運営者の責任分担 第14条 国有財産の施設使用料	<p><長期閉園時の収益施設の使用料> 自然災害等の事業者の責任に帰さない理由による長期閉園を余儀なくされた場合においては、収益施設の使用料は、免除等考慮されることを仕様書等に明記していただきたいです。 ※自然災害等事業者の責任に帰さない理由により長期に公園が閉鎖された場合は、収益施設の稼働は事実上不可能なため。 国営常陸海浜公園では、「風水害その他の事業者の責に帰することができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。」と明記されています。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記の通り修正します。</p> <p><収益施設等管理運営規定書(下線部を追加)> 第14条 国有財産の施設使用料 …(中略)… なお、風水害その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、中部地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。</p>
13	別紙資料 P179 第2章 展望タワー・展示施設(水と緑の館) 第21条 施設・設備等の維持管理	<p>第2編 国営木曾三川公園収益施設等管理運営個別規定書 第21条2. 2) 定期点検において、「エレベーター管理会社による点検を毎月2回行い…」となっておりますが、1回以上で良いのではないのでしょうか。 また、建築基準法に基づく年1回の法定点検は削除したほうが良いと考えます。 ※負担軽減の観点から法令以外の自主点検は事業者の裁量に任せたいと思えます。 また、法定点検は第1編 国営木曾三川公園収益施設等管理運営共通規定書第15条1. 2)において、収益施設に係る法定点検については、原則中部地方整備局が点検を行うとなっております。</p>	<p>入園者の安全に係る施設の点検であるため、定期点検は毎月2回としています。また、法定点検については、ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。</p> <p><収益施設等管理運営規定書(下線部を削除)> 第21条 施設・設備等の維持管理 …(中略)… 年1回は、建築基準法に基づく定期点検を行う。</p>
14	別紙資料 P218 公園利用者アンケート	<p>利用者アンケート調査票は、現在、記載されている様式と若干異なっています。 ※現在の包括質の目標の根拠となっている様式なので、最新様式を掲載すべきです。</p>	<p>最新の利用実態調査アンケート調査様式に変更いたします。</p>
15	別添資料 P58 国営木曾三川公園における行為の禁止等に関する取扱要領	<p>七の持込禁止物品については、「ただし行為の許可を得た場合はこの限りでない」などの例外がある旨の一文がある方が良いのではないのでしょうか。 ※イベントや撮影等で、しっかりした管理体制、許可条件の元であれば許可できる場合もあると考えます。</p>	<p>国営木曾三川公園における行為の禁止等については、七に禁止物件を持ち込む行為、八に使用等条件付き制限物件を許可なく持ち込む行為をそれぞれ記載しています。</p>
16	別添資料 P79、80 閉園判断基準	<p>閉園判断基準の中に、「竜巻注意情報の発表」がありますが、これは除外した方が良いのではないのでしょうか。 ※竜巻注意情報は、確度が低く、また有効時間も短いことから、これを根拠にしての公園の閉園は、必ずしも的確な判断とはならないと考えます。</p>	<p>閉園判断基準については、入園者の安全確保のため「竜巻注意情報の発表」等を含めた設定としています。</p>
17	別添資料 232ページ 継続必要性の高いイベント対応	<p>継続必要性の高いイベントの中に、現在実施されていないものが含まれています。これらイベントは削除すべきと考えます。(持込みイベントも含む) ※実態に合わせるため。また、持込みイベントは、主催者側の意志で会場変更等が行われる可能性があるため。</p>	<p>イベント名、時期、イベント内容等を一部変更している点について記載を変更します。</p>
18	別紙資料 213ページ 別紙13 公園利用者数	<p><利用者数の推計方法> 利用者数の推計方法が、別紙215にある現在の推計方法から変更となるとありますが、現在の推計方法をもう少し継続の方が良いのではないのでしょうか。 ※推計方法が数年ごとになると、経年変化が理解しづらくなります。また、市民からみた公園の存在価値、社会貢献度等も評価しづらくなると考えます。</p>	<p>公園利用者数の推計方法については、各拠点の14時の駐車台数から算出することを基本としています。 近年の一人当たりの自動車保有台数の変化等を踏まえ、公園利用者数の推計方法を変更することとしています。</p>